正倉院文書写経機関関係文書編年目録 -天平十七年

武 井 紀

子

はじめに

氏執筆)、あわせて参照してきただきたい。 ついては、既に編年目録が発表されており(本誌第十二号・北村安裕 本号では天平十七年の写経事業について扱う。前年度の天平十六年に 至った経緯やその目的については、第三号を参照していただきたい。 書写経機関関係文書編年目録の第十一回目にあたる。本目録の作成に 本稿は、本誌第三号(一九九九年三月)より継続している正倉院文

文書番号は原則として日付順に付した。

文書番号には階層性を持たせた。単体の文書が集合して継文をなす 場合、その集合に文書番号を付し、各文書には枝番号を付した。ま

> した。 する各文書に枝番号を、各小集合内の各文書にはさらに枝番号を付 には、最も大きい集合に文書番号を与え、小集合或いはそれに連続 にさらに文書が続くなどして、より大きな集合を構成している場合 た、各文書が小集合を構成し、数個の小集合が集合するか、小集合

- 文書名の付け方については、その文書の作成目的が明確になるよう 注文」という呼称を用いた。 化が困難なものが含まれている。そのような文書には便宜的に「~ は、発信されることを前提とした文書(解や啓、もしくはその案 ない。往来軸が付属する場合には、基本的にそれに基づいた。文書 に心がけた。従って『大日本古文書』の文書名とは必ずしも一致し など)に大別されるが、後者の中には内容が断片的なものや、 文)と、発信されることを前提としない業務内容などの記録
- 年月日の項には、その文書の作成年月日 日)を記した。()は推定。以下、すべての項目において、 (帳簿の場合は開始年月 年号

「1」月、閏月は①のように示した。の天平感宝は「感宝」、天平勝宝は「勝宝」と 略記し、正月は

載年月日をもって作成とした。 載年月日と作成年月日が同一とは限らないが、特に区別はせず、記載対象の最終年月日を「~」に続けて示した。なお、案文などは掲載対象の最終年月日を「~」に続けて示した。なお、案文などは掲明間/作成の項には、作成年月日が特定できる文書には「作成」を、

写経事業の項には、主にその文書がどの写経事業に関する文書につた。特定の写経事業に関わる継文の場合、関係する写経事業た。なお、複数の写経事業に関わる継文の場合、関係する写経事業と、なお、複数の写経事業と関係しない文書については「一」で示しいては省略した場合がある。

ものがある。 目録として採用した主たる機能のほかに、() にその旨を記した 文書の機能・内容の項には、数段階の文書機能が明らかな場合は、

書』に収録されていないものは、原則として「未収」とした。 大日古の項には、『大日本古文書』編年目録における所在を巻数・ 寺造物所政所)」という形で、推定される正文の受信者を示した。 寺造物所政所)」という形で、推定される正文の受信者を示した。 会数・ を満れる正文の受信者を示した。 また案文の場合には「写疏所(→金光明 ので成/保管主体、または文書の

文書の所在の項では、以下の略号を用いた。S=正集、Z=続修

東京大学史料編纂所編

『正倉院文書目録』(正集~塵芥)にしたが

歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』。断簡番号は、

続々修を除き、

ZK=続修後集、ZB=続修別集、

J=塵芥、Z=続々修、

番号を〈 〉で示した。い、続々修についてはマイクロフィルムの紙焼写真に示された紙数

次の項には、当該文書が一時利用か二次利用かを示した。

いものについては、空欄とした。外の目的により利用されている場合の状況などを記した。利用のな紙背・他の利用の項には、紙背の使用状況や、同一紙が当該文書以

「四 個別文書の検討」に譲った。 に下した。また、文書の集合体(継文・帳簿)の形式過程に関してはに示した。また、文書の集合体(継文・帳簿)の形式過程に関しても摘記するように努めたが、詳細な説明を要するものに関しては、以下、未修目録と略す)に基づく続々修の付箋に関する情報はこのも満別では、上記以外の留意点を示した。往来軸の情報や、宮内

掲載の編年目録の凡例(佐々田悠氏執筆)を参照されたい。一〜三】による翻刻を用いた。なお、未修目録については本誌八号・今回続々修の整理の際に多用した未修目録については【飯田二〇〇

記に従い、それ以外は「写疏所」に統一した。・金光明寺付属の写経機関は様々に呼称されるが、基本的に文書の表

七年度写経事業に関連する主な文書は以下のとおりである。録のある文書については、その目録の名称・番号に従った。天平十本目録に含まれない天平十七年の内容を含む文書について、先行目

[間紙充帳]…天平十五年五月十二日~間紙充帳(〔飯田目録○一

〔写疏料筆墨充帳〕…天平十五年五月十八日~写疏料筆墨充帳

(〔飯田目録〇一二])

〔律論疏集伝等本収納并返送帳〕…天平十五年五月一日~律論疏

集伝等本収納并返送帳 (〔飯田目録○一五〕)

〔間校帳〕…天平十五年五月~間校帳(〔飯田目録○一七〕〕

〔常疏料紙収納帳〕…天平十五年八月二十一日~常疏料紙収納帳

(〔飯田目録○三一〕)

、雑書充装潢等帳〕…天平十五年八月九日~雑書充装潢等帳(〔飯

田目録〇三二〕

〔常本充帳〕…天平十五年九月以前~常本充帳(〔飯田目録○三

(L | 1

〔常疏充装潢等帳〕…天平十五年十月十日~常疏充装潢等帳(〔飯

田目録〇四一])

〔写経所解案〕…天平十七年五月十一日写経所解案(〔飯田目録○

五七一〇〇四]

〔常疏校帳〕…天平十五年十二月常疏校帳(〔飯田目録○五八〕)

〔以受筆墨写紙并更請帳〕…天平十六年六月十三日以受筆墨写紙

并更請帳 (〔北村目録二七〕)

〔写疏用紙并料物申送文案〕…天平十七年五月十一日写疏用紙并

料物申送文案(〔北村目録三三一〇二〕)

〔写経論疏勘出手実帳〕…天平十六年九月二十七日写経論疏勘出

手実帳 (〔北村目録三七〕)

〔常疏紙充帳〕…天平十六年十二月五日常疏紙充帳(〔北村目録四

t

た。また、そのほかの前年度までに紀要に掲載された関連文書に言以上について本文中で言及する場合には、〔 〕で文書名を記し

巻数―頁数を記すこととした(例えば(十―三一一)など)。目録未発表分の年次の文書を取りあげる場合は『大日本古文書』の及する場合、年月日、〔文書名(該当目録とその中での番号)〕を、

三 写経事業の概観

1 天平十七年度の写経事業と写経機関

称される場合が多い。本年度も、前年度に引き続き五月一日経の書写が行われている。五本年度も、前年度に引き続き五月一日経の当初の目的であった開元釈教録に載る経典の網羅的書写は、本年度も、前年度に引き続き五月一日経の書写が行われている。五本年度も、前年度に引き続き五月一日経の書写が行われている。五本年度も、前年度に引き続き五月一日経の書写が行われている。五本年度も、前年度に引き続き五月一日経の書写が行われている。五本年度も、前年度に引き続き

辺一九八七a】。

「田経書写と間写経書写が主に行われた。先写・後写一切経の開始前一日経書写と間写経書写が主に行われた。先写・後写一切経の開始前一日経書写と問写経書写が主に行われた。先写・後写一切経の開始前の時期であり、大々的な写経事業のちょうど谷間の時期にあたる【渡れ村二○○八】、十七年度の写疏所での事業は、前年度から続く五月

本年度も引き続き辛国人成と阿刀酒主の二名が案主として活躍していた様子もうかがわれる。

高屋赤麻呂そして王国益である。 政所官人として名が見えるのは、前年度と同様に市原王・田辺真人・八六、山下一九九九、北村二○○八】。本年度文書に金光明寺造物所「写疏所の上級機関としては、金光明寺造物所を想定する【若井一九

2 五月一日経 (常疏)・間写

を記した題疏勘定帳〔○四〕があげられる。 本年度の常写は、前年度に引き続き論疏が中心である。関係文書と を記した題疏勘定帳〔○四〕があげられる。

六巻抄一部六巻・金剛般若経一部一巻などをあげることができる。大巻抄一部六巻・金剛となん、天平十七年五月までの間写充紙帳〔□二〕〔一七〕〔一八〕の手実にまとめられている。常疏間写が同に、「○二〕〔一七〕〔一八〕の手実にまとめられている。常疏間写が同た。大きえられる。主な間写経としては、四分律抄三~六巻・最勝王経顕と考えられる。主な間写経としては、四分律抄三~六巻・最勝王経顕と考えられる。主な間写経としては、四分律抄三~六巻・最勝王経顕と考えられる。主な間写経としては、四分律抄三~六巻・最勝王経顕と考えられる。主な間写経としては、四分律抄三~六巻・最勝王経顕と考えられる。主な間写を紙帳〔日に、三十七年五月までの間写充紙帳〔間に、一方の間写事業に関しては、天平十七年五月までの間写充紙帳〔間に、一方の間写本紙帳〔間に、三十七年五月までの間写充紙帳〔間に、三十七年五月までの間写充紙帳〔間に、三十七年記述をあげることができる。

3 難波之時御願大般若経

難波之時御願大般若経と称され、間写経のひとつとして扱われている難波宮滞在中の聖武天皇の勅によって開始された書写事業。のちに

([1]]] など)。

当であろう。

紙背が他の用途に用いられたために、 向を伝えた尼公宣を受けて、市原王の令旨が出されたと理解できる。 が発せられているが ([二三])、これは中宮による書写事業再開の意 おける実質的な事業が再開した。この市原王令旨と同日に「尼公宣」 還幸後しばらく経った十一月十一日の市原王令旨において、写経所に ため正式な事業再開の前に物資調達などが進められたものの が行われている)、大般若経の書写事業も一時中断されていた。その 七年九月十七日勅に「朕頃者枕席不安、 始されたが、その直後に聖武天皇が大病を患い れた天平十七年九月一日勅により大般若経一部六百巻の書写事業が開 に指摘している【栄原一九八五】。聖武天皇の難波宮滞在中に発せら 五年七月四日~「雑物収納帳」〔飯田目録○二○〕など)、聖武の平城 この写経事業に関する文書は、 さらに、この事業の進捗状況について、 作成後比較的早い段階で反故とされ あまり残らなかったと考えられ 稍延旬日」とあり、大赦賑恤 栄原永遠男氏は以下のよう (『続日本紀』 天平十 (天平十

四 個別文書の検討

(O一) 経生である蜂田在人が正月~四月に書写した常疏本の用紙に 関する記録。〔○三一二二〕の蜂田在人手実案の記載に相当し、〔常 、大平十七年三月二十一日~二十七日(法華義疏)に を受けていることがわかる。また、紙背は大鳥高人書写の法華 養疏巻第二の校正手実であり(〔写経論疏勘出手実帳〕)、この校正 大線若経 でいることがわかる。また、紙背は大鳥高人書写の法華 大線若経 でいることがわかる。また、紙背は大鳥高人書写の法華 大線若経 でいることがわかる。また、紙背は大鳥高人書写の法華 大線若経 でいることがわかる。本文書は蜂田在人の名は見えないが、 に蜂田在人が関わっている。本文書は蜂田在人の名は見えないが、 に蜂田在人が関わっている。本文書は蜂田在人の名は見えないが、 に蜂田在人が関わっている。本文書は蜂田在人の名は見えないが、 に蜂田在人が関わっている。本文書は蜂田在人の名は見えないが、

(人物戯画と「大大論」の文字)されたものと考えられる。右端にたもので、途中で書きやめている。その後、反故紙となって落書えられる。本文書は、写経用紙(黄麻紙、墨界あり)の裏に書かれ内容は、〔常疏紙充帳〕から蜂田在人の書写分に関係するものと考入の11〕天平十七年四月一日~の各写経に用いる用紙の受け取り記録。

紙片として遺存していたか。 糊痕があるが、傷みが相当あることからも、帳簿としてではなく一

(〇三)天平十七年度前半期(正月一日から四月三十日まで) 期、 内容を一つの帳簿にまとめたもの。各経師から提出される手実の形 まとめたこのような帳簿が作成されたと考えられる。この手実案の 事務手続きの簡素化のために、常・間両者の数カ月分の作業内容を との手間を省いた事務処理がとられていた、と推測される。この時 数などに特化した記載方式から、案主の側で手実と布施申請解作成 出型の手実と同様の役割を果たしていたと考えられる。また、見用 ェックおよび自署をもって確認の印とすることで、従来の各経師提 当者である案主があらかじめ作り、それに対して経師は巻数のチ 書も手実として認識されていたことを指摘している【大平一九九 前年・本年(天平十六・十七年)のこうした一筆にまとめられた文 まれており、経師の自署があるものもある。それに対し〔一二七〕 七〕)。〔一〇一〕~〔一二六〕は各経師ごとに作業内容を列記して 常疏分作業内容を記し、間写の作業報告を書き加えている(〔一二 記している(〔一〇一〕~〔一二六〕)。それに続けて装潢・校生の 式と同様に、正月~四月までの書写経典と書写に使用した用紙数を とは本来各月ごとに経師個人が事務担当者に提出したものであるが た手実を貼り継いだものではない点については、大平聡氏が、手実 の校生・装潢部分は手実そのものの写しではなく、集計したものを おり一筆である。しかし経師名の下には巻数の合計が異筆で書き込 八】。氏によれば、充本帳などの帳簿から経師ごとの記録を事務担 常疏と間写は同じ写疏所機関の案主のもとで管理されており、 間写部分は常疏部分と同じ構造をとる。各経師から提出され の 作

する。 内容は、天平十七年五月十一日の〔写経所解案〕の記載内容に一致

(○四) 天平十五年から始まった常疏が天平十七年五月~勝宝三年七(○四) 天平十五年から始まった常疏が天平十七年五月~勝宝三年七

(O五)装潢に必要な雑物の検納についての記載。『大日古』では二―「CO五)装潢に必要な雑物の検納についての記載。『大日古』では二十五帙第七巻」とあり、未修目録二四○「合見検納雑物事」に相当四三九~四四○に同じ文書を載せ、「続々修第三十五帙第三巻背」の五〕装潢に必要な雑物の検納についての記載。『大日古』では二―

〔**〇九**〕記載内容は、古乎麻呂の六卷鈔第一巻・第三巻の見用紙につ

に対してもこの時期に充紙されたと考えられる。十七年八月~九月にかけて行われており(〔〇六一一〕)、古乎麻呂八月四日付けの文書であると判断している。六巻鈔の書写は、天平八ての報告。『大日古』では、天平十七年の古乎麻呂の手実(〔一七いての報告。『大日古』では、天平十七年の古乎麻呂の手実(〔一七

帳〕に見える。巻・第三巻は〔一○〕の紙背文書である天平十五年五月~〔間校巻・第三巻は〔一○〕の紙背文書である天平十五年五月~〔間校三巻についての記載と考えられる。また古乎麻呂書写の六巻鈔第一巻・第

(11)金光明寺造物所で収納した銭を書き上げた文書。異筆の書き込みで帳簿と実際の収納銭とのチェックが行われ、「十七年八月廿込みで帳簿と実際の収納銭とのチェックが行われ、「十七年八月廿日

に借用してきた六巻鈔の記載が追い込みで書かれている。の名が見える。文書の作成は天平十七年九月二十六日だが、その後の名が見える。文書の作成は天平十七年九月二十六日だが、その後帳簿断簡。写疏が完了した経典のほかに、他所から借用したものに【一二】「乙櫃」の常写・間写の経典と写経関係道具類の出納に関する

等数申上事」「経師等布施文」とある。「廿二ノ三」の付箋があり、一四〕注陀羅尼経の書写事業に対する布施申請解案。端裏に「仏工

未修目録の四三五「写経用品帳」に相当するか。

【一六】校生・装潢に対する布施申請解案。題疏の合計数三三二巻
 〔一八】校生・装潢に対する布施申請解案。題疏の合計数三三二巻
 〔一六】 大五日の段階で「右件書料布施、申送已訖」とあるので、〔一六〕 右月二十一日から同年十二月十日までに行われた題疏の数に一致する(〔○四〕)。さらにこの題疏作業については、天平十七年十二月 は天平十七年十二月十五日以前に出された写一切経所解の案であるは天平十七年十二月十五日以前に出された写一切経所解の案である

(一七) 天平十七年度後半期の手実関連の帳簿。〔一七〕の所在はZ19 ―5とZ45④で、両者は接続する。このうちZ19―5は現状で張り と (23) 紙目に付箋「廿九ノ七」、〈23) 紙目に付箋 「廿九ノ六」があり、それぞれ未修目録の六六九「忍海広次写」、六六八「尾張張人写経」に相当し、紙数も一致する。よって、Z19―5は続々修成巻以前には〈1〉紙ー〈22〉紙(〔一○一〕)と〈23〉紙目に付箋 紙~〈35〉紙(〔一○二〕〔一○三〕)の二つのまとまりに分かれていたと考えられる。

二月十日以降の手実については〔一八〕にまとめられていることかまれる常疏経師は、当該時期の常疏経師全員を網羅しておらず、十八〕奥に「右経師等手実、並一切経内疏」とある。〔─○一〕に含〔─○一〕は、各経師からの常疏手実を貼り継いだものである。

考えられる。 ら、〔一〇一〕は十二月九日以前の手実を貼り継いだものであると

[一○二] は、[一○二一一○] 奥に異筆で「右手実、間写」とあり、間写手実のまとまりである。また〔一○二一○三] の端裏に「十七年十二月手実」とあることから、[一○一] と同様に十二月九日付で提出された手実二通を〔一七一○二一に漏れていた十二月十日付で提出された手実二通を〔一七一○二一に漏れていた十二月十日付で提出された手実二通を〔一七一○二一に漏れていた十二月十日付で提出された手実二通を〔一七一○二一に漏れていた十二月十日付で提出された手実二通を〔一七一○二一に漏れていた十二月十日付で提出された手実二通を〔一七一○二一に漏れていることから、一○二一○二] の貼り継ぎの時期が問題となる。しかし、これら二通にも十二月九日付手実と同様に朱筆で「合」と付されていることから、案主により事務帳簿が整理された時期に貼り継がれたと思われる。

九1。九1。土である阿刀酒主がまとめて写したものと推測される【山下一九九とから、装潢の詳しい作業内容は「案主帳」に記し、その総計を案とから、装潢の詳しい作業内容は「案主帳之」と異筆の書き込みがあるこ「一○三」は装潢手実の貼り継ぎである。ただし、それぞれに

とる。現状でZ23-5、Z17①、Z28⑩の三カ所に分かれている。ている点で〔一七〕と異なり、前半期手実〔○三〕と同様の体裁をた手実を貼り継いだものではなく、一つの文書にまとめて書き直した手実を貼り継いだものではなく、一つの文書にまとめて書き直して、下平十七年度後半期の手実関連の帳簿。各経師から提出され

した。 は、この例にならい、常疏〔—○一〕→間写〔—○二〕 書写分を続けて書くのは、〔○三〕と同様の手法である。 写分〔─○二〕(V)の二つに分類される。常疏手実のあとに間写 しかし、ⅠおよびⅡⅢとⅣ・Ⅴの接続については確認できない。 と考えられ、ⅡⅢは接続していた可能性が高い【中林一九九三】。 思われる。 十七年十二月」とあることから、 このうち〔一〇一〕は〔一〇一一〇一〕端裏に「常并間手実 分かれる。よって〔一八〕は全部でI~Vの五つの断簡からなる。 ((10紙目)) Z23-5は〈7〉紙目と〈8〉紙目、 これらの断簡は、内容の上から常疏分〔─○一〕(Ⅰ~Ⅳ) と間 `残画がⅢ断簡左端にみえる。これは続修成巻時の抜きとりによる また、Ⅱ断簡の紙背に「理趣経金剛般若経」とあり、 に白紙が挟まれており、三つの部分 断簡Ⅰが〔一八〕の巻首に来ると $\widehat{9}$ 紙目と〈11紙目〉 ηII·V の順に排列 本目録で 天平 の 間

問が残る。

『一八』が本来張り継がれた状態で保管されていたかどうかには疑継いで帳簿としている〔一七〕と、案主が作成した手実帳簿であるして復原している【中林一九九三】。しかし、各経師の手実を貼り追筆があることから、これらを元々張り継がれていた一連の帳簿と追筆があることから、これらを元々張り継がれていた一連の帳簿と

わかる。また、〔一七〕〔一八〕あわせて、常疏の手実部分に間写のら、〔一七〕〔一八〕は両帳簿をまたいで相互に連動していることが〇一一一二〕に、千足は〔一七一〇二一〇四〕に記載があることか山邊千足の記載があるが「両名」として抹消され、子虫は〔一八一ただし、〔一八一〇一一一五〕加良佐土万呂のあとに丈部子虫・ただし、〔一八一〇一一一五〕加良佐土

ある。
の、〔一七〕〔一八〕が同時に事務処理をされていたことは明らかでの、〔一七〕〔一八〕が同時に事務処理をされていたことは明らかでないもの。
の、〔一七〕〔一八〕が同時に事務処理をされていたことは明らかでないものの、〔一七〕〔一八〕の内容を合わせて布施支内容を書き込んで見用数が記されており(「都合…張〈常…張/間内容を書き込んで見用数が記されており(「都合…張〈常…張/間

(一九)間写経の綺緒紙を請求する文書の案文。書きかけの優婆塞貢作力」間写経の綺緒紙を請求する文書の大二六」の紙背にあたるが、 進文に抹消符をつけて書き始めている。〔一六〕の紙背にあたるが、 であることから、貢進文の書きかけの紙の裏に〔一六〕が書か れ、その裏に貢進文の文字を消して〔一九〕が書かれたと想定され なっ。

[二〇] 難波之時御願大般若経の校正作業を各校生ごとに書き上げた 納帳 も の。 れば、 ても、大伴表麿の作業は一紙なので(〈3〉紙目で完結する)、 みて河内連里人の校正作業内容ではなく、 断簡には河内連里人が見える。一方、 ―2裏所収部分については、 いる。このうちZZ12 $\widehat{4}$ (Z11―4、九―三四三~三四八)と天平十八年二月~経 〔─○五〕某人校正手実の記載と考えられる。 九八五】。I断簡には石村熊鷹・紀豊廣・阿刀部宅足の三名、 紙目は (Z37-2、九-六四-六九) によって二つの断簡に分かれて 大般若経に関わった校生は八名いるから、〔一〇五〕〔一〇 現状は、紙背文書である天平十九年常疏写納并櫃乗次第帳 [一○八] 某人の校正手実である。[二二一○一] によ ―4の裏面は校帳時の貼り継ぎであるが、Z37 Ⅱ~Ⅳの三つの断簡に分かれる【栄原 Ⅲ断簡の前半部分は紙数から 両者は接続しない。 また、 Ⅳ断簡につい 疏料紙 П

している【栄原一九八五】。 ○一」の布施申請解も同日付である。さらに、〔二○〕は校生の氏名の下に異筆で「加(加入)+紙数」の記載があり、この数を足したものが〔二二一○一〕の布施申請解も同日付である。さらに、〔二○〕は校生の氏から、栄原氏は、十二月二十五日までで校正作業はすべて終了してから、栄原氏は、十二月二十五日までで校正作業はすべて終了している、栄原一九八五】。

持ってきて〔二〇〕に貼り継いで使われたと考えられる。 校帳の一部ではなく、紙背の経疏料紙受納帳作成時に別の紙片をに張り継がれている。しかし、内容からみて、〔二一〕は大般若経平十八年二月~経疏料紙受納帳によって、現状〔二〇一〇八〕の左二一〕経疏の書写に関わっている経師の名前を書き上げたもの。天

〔二二〕各写経事業における布施申請解を貼り継いだ帳簿。〔一○一〕、「三」(未修目録四三○「写経所解」に相当)、〈11〉紙目に「四」、二巻」「二」(未修目録との対応不明)、〈6〉紙目に「廿一け、張り継がれていたものと考えられる。付箋は〈3〉紙目に「廿一帙張り継がれていたものと考えられる。付箋は〈3〉紙目に「廿一帙八三」(未修日録四三○一)を写経事業における布施申請解を貼り継いだ帳簿。〔一○一〕

造東大寺司解の写経所側での控えである、裏面の天平二十年九月七経所解(野尻目録○七四)、および(a)を土台として作成された最後まで書き上げた文書が天平二十年八月二十九日の(a)写一切最後まで書き上げた文書がます。そして、この記載をがあり、途中で記載を放棄したと考えられる。そして、この記載を「二三」天平十七年十一月十一日から十九年七月二十六日の日付記載

日の(b)造東大寺司解案(野尻目録○七七)である【野尻二○○、石上二○○六】。〔二三〕は(a)と事書や内容の一部が異なるので、(a)を作成するための前段階の草案の一つであったと考えられる。また、一次文書である大宝二年豊前国仲津郡丁里戸籍は、おもに天平二十年度にその紙背を二次利用されていることが確認され【渡辺一九八六】、このことからも〔二三〕は天平二十年九月七れ【渡辺一九八六】、このことからも〔二三〕は天平二十年九月七れ【渡辺一九八六】、このことからも〔二三〕は天平二十年九月七れ【渡辺一九八六】、このことが関係の一部が異なると判断される。

[二四] 天平十六年二月二十三日から十七年四月十五日にかけて写疏 「二四] 天平十六年二月二十三日から十七年四月十五日にかけて写疏 所が借用していた経疏を返却する時に作成された写経所解案である。 「二五] 〔一一〕の順に用いられたと考えられ、天平二十年八月二十九日前の作成である〔二三〕との関係を考えると、豊前国戸籍→〔二元】〔一一〕によって『大日古』で天平十七年度文書として類収された断簡である。内容は、東大寺への封物価についてであり、断簡最終行に見える「馬来田布(=望陀布)」は上総国封戸から出されることになっていた。上総国封戸は天平勝宝二年に施入されるので、本断簡はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な本断筒はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な本断筒はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な本断筒はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な本断筒はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な本断筒はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な本断筒はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な本断筒はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。な

との対応関係は判断できない。一方〔三○〕に書かれた華厳経・涅帙二巻」とあり、紙継目に「上」と書かれた押紙がある。未修目録写経生ひとりの書写記録を記載した〔○一〕とは性格が異なり、各写経生ひとりの書写記録を記載した〔○一〕とは性格が異なり、各[三○]〔三一〕年次未詳。〔○一〕に続けて『大日古』は類収するが、

判然としない。

○〕の草案段階とも想定できるが、両者で一致しない経典名もあり

【参考文献】

(『東京大学日本史学研究室紀要』四、二〇〇〇年)

飯田剛彦「正倉院事務所所蔵『正倉院御物目録』十二(未修古文書目

録)」(『正倉院紀要』二三~二五、二〇〇一~二〇〇三年)

究所 浦野聡・深津行徳編『古代文字史料の中心性と周縁性』春石上英一「古代日本史料の世界」(立教大学東アジア地域環境問題研

大平聡「写経所手実論序説」(『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館

風社、二〇〇六年)

一九九八年)

北村安裕「正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平十六年―」

(『東京大学日本史学研究室紀要』十二、二〇〇八年)

栄原永遠男「難波之時御願大般若経について」大阪市史編纂所『大阪

の歴史』十六、一九八五年)

九七四年) 教史研究会編『救済とその論理』日本宗教史研究四、法蔵館、一薗田香融「南都仏教における救済の論理―間写経の研究―」(日本宗

中林隆之「優婆塞貢進制度の展開」(『正倉院文書研究』一、一九九三

年

野尻忠「正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平二十年―」(『東

京大学日本史学研究室紀要』六、二〇〇二年)

福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」(『福山敏男著作集二

寺院建築の研究』中(中央公論美術出版、一九八二年、初出は

松平年一「福山氏の『奈良朝に於ける写経所に関する研究』に就い

て」(『史学雑誌』四四―四、一九三三年)

会編『日本古文書学論集』三、吉川弘文館、一九八八年、初出は皆川完一「光明皇后願経五月一日経の書写について」(日本古文書学

一九六二年)

若井敏明「造東大寺司の成立について」(『続日本紀研究』二四三、一山下有美『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館、一九九九年)

渡辺晃宏「金光明寺写経所と反故文書」(『弘前大学国史研究』八一、

一九八六年)

九八六年)

渡辺晃宏「金光明寺写経所の研究―写経機構の変遷を中心に―」(『史

学雑誌』九六一八、一九八七年 a)

渡辺晃宏「造東大寺司の誕生」(『続日本紀研究』二四八、一九八七年

b

にあることを明記しておく。 である。したがって山下氏の知見を参考としつつも、文責は武井したものを土台とし、武井による再報告を経た上で作成したもの(付記) 本目録は、かつて山下信一郎氏が石上英一先生のゼミで報告

作成/発信→受信	大日古	文書の所在	次	紙背・他の利用	備考
(在人→写疏所)	二四295	ZZ26-4〈9〉裏	1	二次、写経論疏勘出手実 帳(天平17.5.10大鳥高人 書写分の校正手実、八 501)	
写疏所	488	ZB48②	1	他に「大大論」の文字、人物 物戯画あり。 左端裏に「合一月料役八十九張写了」とある(未収)	受紙記録は蜂田在人の4/ 1~8/23の受紙記録に一 致。
写疏所	各文書参照	各文書参照	2	一次、和泉監正税帳(天平 9、二88~89、二90~97)	
(成万呂→)写疏所	八545	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳 端裏書「従十七年正月一 日迄四月卅日経師等手実 〈并常間共継〉」	自署あり
(廣万呂→) 写疏所	八545~546	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(祖足→) 写疏所	八545	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	
(牛甘→) 写疏所	八546~547	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(新次→) 写疏所	八547	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	
(息人→) 写疏所	八547	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(千足→) 写疏所	八548	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	
(花→) 写疏所	八548	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(久比万呂→) 写疏所	八549	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	自署「己知安利房」
(安万呂→) 写疏所	八549	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	
(能善→) 写疏所	八549~550	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	
(廣次→) 写疏所	八550	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(嶋足→) 写疏所	八550~551	S14③裏	2	一次、和泉監正税帳	
(大名→) 写疏所	八551	S14③~②裏	2	一次、和泉監正税帳	自署「大魚」
(久治万呂→) 写疏所	八551	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	
(白万呂→) 写疏所	八552	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	
(建万呂→) 写疏所	八552	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(益万呂→) 写疏所	八552~553	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(廣足→) 写疏所	八553	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	
(佐比止→) 写疏所	八553	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(廣万呂→) 写疏所	八554	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(在人→) 写疏所	八554	S14②裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(高人→) 写疏所	八555	S14②~①裏	2	一次、和泉監正税帳	
(万君→) 写疏所	八555	S14①裏	2	一次、和泉監正税帳	自署あり
(惠万呂→) 写疏所	八555~556	S14①裏	2	一次、和泉監正税帳	
(蟻石→) 写疏所	八556	S14①裏	2	一次、和泉監正税帳	自署「安利芳」
写疏所	八556~557、二	S14①裏、S13⑤(2)	2	一次、和泉監正税帳	
	434~435	裏			

文書番号	文書名	年 月 日	期間/作成	写経事業	文書機能・内容
1	写経用紙勘定文案	類収(天平17.3.27以 降)	~17.5.10以前?	常疏	常疏本用紙の記録
)2	写経受紙文案	類収(天平17.4頃?)	~17.8.23?	常疏	経師への受紙記録案
3	経師等手実案帳	天平17.5.10	作成	常疏・間写	経生・装潢・校生の 作業記録案
-01	忍坂成万呂手実案	天平17.5.10	作成	常疏	写経手実
-02	安曇廣万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-03	大鳥祖足手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-04	達沙牛甘手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-05	忍海新次手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-06	阿刀息人手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-07	山邊千足手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-08	山部花手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-09	志紀久比万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-10	葛野安万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-11	古能善手実案	天平17.5.10	作成	常疏	写経手実
-12	忍海廣次手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-13	雀部嶋足手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-14	錦部大名手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-15	茨田久治万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-16	既母辛白万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-17	既母辛建万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-18	鳥取益万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-19	建部廣足手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-20	弓削佐比止手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-21	王廣万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-22	蜂田在人手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-23	大鳥高人手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-24	難万君手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-25	角惠万呂手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-26	己知蟻石手実案	天平17.5.8	作成	常疏	写経手実
-27	装潢校生間写経生文 案	天平17.5.10	作成	常疏・間写	校生・装潢・間写経 生の作業報告

写疏所	Д585∼588	S20③裏	2	一次、下総国葛飾郡大嶋 郷 戸 籍(養 老5、一221~ 227)	往来軸(右軸)「勘題帳」 (表)「勘題帖」(裏)〔中倉 22-50〕
	九140~142	S21⑧裏	2	一次、下総国葛飾郡大嶋郷 戸籍(養老5、一246~248)	
	九263~265	ZZ23-5\(\daggregation 35\)\(\sigma\cdot 36\)	2	墨界あり、「大般若波羅密 多経諸 若者位少」(〈36〉 紙裏、未収)	
	二三162~163	Z8⑨裏	2	一次、豊前国仲津郡丁里 戸籍(大宝2、一200~201)	
	九265~266	ZZ23-5\(\sqrt{37}\)~\(\sqrt{38}\)	2	一次、大般若経写経文 (〈37〉紙目、天平20.3.1、 十173)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	バ559~560	ZZ44-10〈24〉	1		二439~440と重複。付箋 に「廿三」「第十五帙第七 巻」とあり。未修目録240 「一枚」
写疏所	各文書参照	各文書参照			
写疏所	八560~564	S20②裏	2	一次、下総国葛飾郡大嶋 郷戸籍(養老5、一227~ 234)、継目裏書「志」	
	八573~575	S25④裏	2	一次、御野国山方郡三井 田里戸籍(大宝2、一53~ 56)、継目裏書「志」	
	二四352~353	ZB46⑤裏	2	写経破紙(未収)、継目裏 書「志」	
	二四353	ZZ37-9 (10)	1	継目裏書「志」	付箋「廿三帙一巻」とあり。 未修目録442「十二枚」に 相当か?
写疏所	九332~334	S21②裏	2	一次、下総国倉麻郡意布郷 戸籍(養老5、一292~294)	
	九335	S21①裏	2	一次、下総国倉麻郡意布郷 戸籍(養老5、一295~296)	
	九336	S27⑥裏	2	一次、越前国正税帳(天平 2、未収)	
	九336~337	S4①裏	2	一次、大粮申請文(天平17、 二421~423)	
	=718~719	S4⑥裏	2	一次、大粮申請文(天平17、 二478~479)	
	二四419	S4④裏	2	一次、大粮申請文(天平17、 二416)	
	二四420~421	S1⑩裏	2	一次、大粮申請文(天平17、 二411~412)	
	≡32~34	Z7⑤裏	2	一次、豊前国仲津郡丁里 戸籍(大宝2、一185~187)	
	≡104~105	S18③裏	2	一次、駿河国正税帳(天平 10、二122~123)	

04		題疏勘定帳	天平17.5.21	~勝宝3.12.10	常疏・間写	題書作業記録
05		雑物検納文	天平17.5.21	作成	_	装潢に必要な雑物の 検納について
06		間写充紙帳	天平17.5.25~		間写	間写経書写の充紙帳 簿
	-01	間写充紙帳	天平17.5.25~	~18.8.19?	間写	間写経書写の充紙帳 簿
	-02	間写充紙帳	天平19.2.2	~勝宝7.5	間写	間写経書写充紙帳簿

I				Г	
	十554~555	ZZ34-6 (1)	1	「未」(未収)	
		ZZ34-6〈2〉	2	一次、写疏奉請注文案(天 平19年?、九641)	
	+651~652	S42②裏	2	一次、豊後国正税帳(天平 9、二51~52)	
	十556~588	ZZ34-6〈3〉	1		付箋「十九ノ一」未修目録 306「二十二枚」に相当
		ZZ34-6〈4〉	2	一次、装潢玉祖公麻呂手 実(天平19.6.2、二四411)	
		ZZ34-6 $\langle 5 \rangle \sim \langle 10 \rangle$	1		
		ZZ34-6〈11〉	2	一次、造東大寺司請経文 (勝宝4.12.26、十二386)	
		$ZZ34-6\langle 12\rangle \sim \langle 25\rangle$	1	〈14〉紙目に裏書「八/六十 張」(十566)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	各文書参照	各文書参照			
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	<u></u> =454	S13②裏	2	一次、和泉監正税帳(天平 9、二78~79)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	<u>455</u>	S13②裏	2	一次、和泉監正税帳(天平 9、二78~79)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	各文書参照	各文書参照			
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	八567~569	S20④裏	2	一次、下総国葛飾郡大嶋 郷 戸 籍(養 老5、一234~ 237)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	八569~571	S21④裏	2	一次、下総国葛飾郡大嶋 郷戸籍(養老5、一240~ 243)	
写疏所 (→金光明寺造物 所政所)	八571~573	S25②裏	2	一次、御野国山方郡三井 田里戸籍(大宝2、一50~ 52)	
(乎麻呂→)写疏所	二四306	ZZ23-4〈61〉	1		
_	二四306	ZZ26-5〈16〉裏	1	二次、間校帳(天平15.5~、 八208~209)	
金光明寺造物所	二四315~316	ZZ47-5\langle3\langle\langle4\langle	1	二次、丹裹文書。一次面に 「中一斤大」(未収)とあり。	
写疏所	八576	ZZ15-1〈11〉	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.12.5)	
写疏所→金光明寺造物所 政所→写疏所	八578	ZZ4-1\langle1\rangle	1		付箋「四十ノ九」未修目 録1009「一枚」。往来軸 「間紙納帳」(表裏同文)
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	八582∼584	ZZ41-4 \langle 1 \rangle \sim \langle 3 \rangle	1	端裏書「仏工等数申上事」 「経師等布施文」とあり	〈1〉紙目に付箋「廿二ノ 三」未修目録435「三枚」、 〈3〉紙目に付箋「一」

07		間写経文案	天平17.6.17~	作成	間写	間写の作業報告
	-01	間写経文案	天平17.6.17	作成	間写(法華経、薬師 経、千手経)	間写経の作業報告
	-02	間写経文案	天平17.6.17?	_	間写(菩薩善戒経)	間写経の作業報告
08		写疏所解案継文	天平17.6~	作成	常疏?	各文書参照
	-01	写疏所解案	天平17.6.29	作成		六月の写疏所の行事 報告
	-02	写疏所解案	天平17.8.1	作成		七月の写疏所の行事 報告
	-03	写疏所解案	天平17.9.2	作成		八月の写疏所の行事 報告
09	1	古乎麻呂写六卷鈔手	天平17.8.4?	作成	間写(六巻鈔)	写経手実
10		古乎麻呂写六卷鈔手 実案	_	_	間写(六巻鈔)	写経手実
11		種々収納銭文	天平17.8.25以前	作成	_	金光明寺造物所に納 入された銭について の記録
12		櫃納経疏道具目録	天平17.9.26	作成	常疏・間写	写経関係道具類の出 納報告
13		大般若経料納紙帳	天平17.10.30	作成	大般若経	大般若経書写のため の料紙受納記録
14		写経所解案	天平17.12.1	作成	間写?	布施申請解

写疏所	二四321~322	ZZ19-5〈11〉裏	1	二次、古乎麻呂常疏手実 ((一七一○一一○九)天 平17.12.9、八605)	
写疏所 (→金光明寺造物 所政所)	十五97~98	ZZ42-4〈14〉裏	2	一次、優婆塞貢進文、三次、 写疏所請綺緒紙解案(天 平17.12.21、[一九])、四 次、一切経目録返送文案 (十五98)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	各文書参照	各文書参照			
廣次→写疏所	八601~602	ZZ19-5〈1〉	1	端裏「十七年十二月手実」	付箋「廿九ノ七」未修目録 669「廿二枚」
千足→写疏所	八602	ZZ19-5〈2〉	1		
浄麻呂→写疏所	八602	ZZ19-5 $\langle 3 \rangle \sim \langle 4 \rangle$	1		
花万呂→写疏所	八603	ZZ19-5(5)	1		
久比麻呂→写疏所	八603	ZZ19–5 $\langle 6 \rangle \sim \langle 7 \rangle$	1		
建麻呂→写疏所	八604	ZZ19-5 (8)	1		
大魚→写疏所	八604	ZZ19-5 (9)	1		
生人→写疏所	八604~605	ZZ19-5 (10)	1		
乎万呂→写疏所	八605	ZZ19-5〈11〉	2	疏紙装潢文〔一五〕	
廣麻呂→写疏所	八605~606	ZZ19–5 $\langle 12 \rangle \sim \langle 13 \rangle$	1		
嶋守→写疏所	八606	ZZ19-6 $\langle 14 \rangle \sim \langle 15 \rangle$	1		
牛養→写疏所	八606~607	ZZ19-5 (16)	1		
久治麻呂→写疏所	八607	ZZ19-5〈17〉	1		
小東人→写疏所	八607~608	ZZ19-5 (18)	1		
成万呂→写疏所	八608	ZZ19-5 (19)	1		
白麻呂→写疏所	八608~609	ZZ19-5 (20)	1		
馬養→写疏所	八609	ZZ19-5〈21〉	1		
廣立→写疏所	八609	ZZ19-5〈22〉	1		異筆「右経師等手実、並一 切経内疏」
張人→写疏所	八610	ZZ19-5〈23〉	1		付箋「廿九ノ六」「■」未修 目録668「十三枚」
老人→写疏所	八610	ZZ19-5〈24〉	1	裏「老人」(八610)	
廣次→写疏所	八611	ZZ19–5〈25〉	1	端裏書「十七年十二月手 実」、奥裏書「廿六帙二巻 用紙十七枚」	
千足→写疏所	八611	ZZ19-5 (26)	1		
久比麻呂→写疏所	八612	ZZ19-5〈27〉	1		
廣足→写疏所	八612	ZZ19-5 (28)	1		
久治麻呂→写疏所	八612~613	ZZ19-5〈29〉	1		
嶋守→写疏所	八613	ZZ19-5 (30)	1		
乎万呂→写疏所	八613	ZZ19-5〈31〉	1		
建麻呂→写疏所	八614	ZZ19–5 ⟨32⟩	1	端 裏 書「充 屯 万 呂」(八 614)	異筆「右手実、間写」

15			疏紙装潢文	天平17.12.7以前	作成	常写・間写	治田石麻呂の造紙に 関する記述の草案
16			写一切経所解案	天平17.12.15以前	作成	常写・間写	布施申請解
17			経師等手実帳	天平17.12.16	作成	常疏・間写	天平17年度後半の経 師等の手実帳
	-01	-01	忍海廣次手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
		-02	山邊千足手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
		-03	漢浄麻呂手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
		-04	山部花万呂手実	天平17.12.8	作成	常疏	写経手実
		-05	志紀久比麻呂手実	_	作成	常疏	写経手実
		-06	既母建麻呂手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
		-07	錦大魚手実	天平17.12.7	作成	常疏	写経手実
		-08	呉原生人手実	天平17.12.8	作成	常疏	写経手実
		-09	古乎万呂手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
		-10	安曇廣麻呂手実	天平17.12.7	作成	常疏	写経手実
		-11	丸部嶋守手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
		-12	達沙牛養手実	天平17.12.7	作成	常疏	写経手実
		-13	茨田久治麻呂手実	天平17.12.7	作成	常疏	写経手実
		-14	鬼室小東人手実	天平17.12.7	作成	常疏	写経手実
		-15	忍坂成万呂手実	天平17.12.8	作成	常疏	写経手実
		-16	既母白麻呂手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
		-17	余馬養手実	天平17.12.8	作成	常疏	写経手実
		-18	武丘廣立手実	天平17.12.9	作成	常疏	写経手実
	-02	-01	尾張張人手実	天平17.12.10	作成	間写	写経手実
	•	-02	高市老人手実	天平17.12.10	作成	間写	写経手実
		-03	忍海廣次手実	天平17.12.9	作成	間写	写経手実
		-04	山部千足手実	天平17.12.9	作成	間写	写経手実
		-05	志紀久比麻呂手実	天平17.12.9	作成	間写	写経手実
		-06	建部廣足手実	天平17.9.8	作成	間写	写経手実
		-07	茨田久治麻呂手実	天平17.9.9	作成	間写	写経手実
		-08	丸部嶋守手実	天平17.12.9	作成	間写	写経手実
		-09	古乎万呂手実	天平17.12.9	作成	間写	写経手実
		-10	既母建麻呂手実	天平17.12.9	作成	間写	写経手実

犬→写疏所	八614	7.7	19–5 (33)	1	
少廣→写疏所	八614		19–5 (33)	1	
廣公→写疏所	八615		19–5 \ 34 \ \	1	
石(麻呂)→写疏所	八615		19–5 (35)	1	
忍人→写疏所	<u></u>		Z454)		
写疏所 (→金光明寺造物 所政所)			文書参照	1	
(老人→) 写疏所	八616	Ι	ZZ23–5〈1〉	1	端裏書「常并間手実 天 平十七年十二月」
(佐人→) 写疏所	八616		ZZ23–5 $\langle 2 \rangle$	2	一次、優婆塞貢進解(八 135~136)
(万君→) 写疏所	八617		ZZ23–5〈2〉	2	一次、優婆塞貢進解(八 135~136)
(惠万呂→)写疏所	八617		ZZ23-5〈2〉	2	一次、優婆塞貢進解(八 135~136)
(息人→) 写疏所	八617		ZZ23–5〈2〉	2	一次、優婆塞貢進解(八 135~136)
(蟻石→) 写疏所	八618		ZZ23–5 \langle 3 \rangle	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.15、八134~135)
(能善→) 写疏所	八618		ZZ23-5 \langle 3 \rangle	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.15、八134~135)
(廣万呂→) 写疏所	八618		ZZ 23-5 (4) ~ (5)	2	一次、優婆塞貢進解(二四 304)、優婆塞貢進解(天平 14.11.15、八134~135)
(廣足→) 写疏所	八619		ZZ23–5 (6)	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.15、八134~135)
(屯万呂→) 写疏所	八619		ZZ23–5 (6)	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.15、八134~135)
(安万呂→)写疏所	八619		ZZ23-5 \langle 7 \rangle	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.12.9、八153~154)
(子虫→) 写疏所	八619		ZZ23-5 \langle 7 \rangle	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.12.9、八153~154)
(足嶋→)写疏所	八620		ZZ23-5〈7〉	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.12.9、八153~154)
(新次→) 写疏所	八620		ZZ23–5 \langle 7 \rangle	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.12.9、八153~154)
(佐土万呂→) 写疏所	八621	II	ZZ23–5 (11)	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.15、八136~137)
(在人→) 写疏所	二四394	Ш	Z28⑩裏	2	一次、優婆塞貢進解(二四 298~299)
(廣國→) 写疏所	二四394		Z28⑩裏	2	一次、優婆塞貢進解(二四 298~299)
(高人→) 写疏所	二四319	IV	Z17①裏	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.17、二318~319)
(酒主→) 写疏所	二四319		Z17①裏	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.17、二318~319)

	-03	-01	秦犬手実	(天平17.12.15)	作成	常疏	装潢手実
		-02		天平17.12.15	作成	常疏・間写	装潢手実
		-03		天平17.12.15	作成	常疏	装潢手実
		-04	治田石(麻呂)手実	天平17.12.7	作成	常疏	装潢手実
		-05	能登忍人手実	天平17.12.15	作成	常疏・間写	装潢手実
18			経師等手実案帳		作成	常疏・間写	天平17年度後半の経 師等の手実帳
	-01	-01	高市老人手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-02	弓削佐人手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-03	難万君手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-04	角惠万呂手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-05	阿刀息人手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-06	己知蟻石手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-07	古能善手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
		-08	王廣万呂手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-09	建部廣足手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
		-10	民屯万呂手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-11	葛野安万呂手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
		-12	丈部子虫手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
		-13	阿刀足嶋手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-14	忍海新次手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-15	加良佐土万呂手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-16	蜂田在人手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
		-17	大友廣國手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
		-18	大鳥高人手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
		-19	阿刀酒主手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実

		7				
(益万呂→)写疏所	二四320		Z17①裏	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.17、二318~319)	
(能善→) 写疏所	八620	V	ZZ23-5 (8)	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.14、八133~134)	
(息人→) 写疏所	八620		ZZ23-5 (8)	2	一次、優婆塞貢進解(天平 14.11.14、八133~134)	
(廣足→) 写疏所	八621		ZZ23-5 (9)	2	一次、優婆塞貢進解(八 137~138)	
(万君→) 写疏所	八621		ZZ23-5 (9)	2	一次、優婆塞貢進解(八 137~138)	
(新次→) 写疏所	八621		ZZ23-5 (9)	2	一次、優婆塞貢進解(八 137~138)	
(在人→) 写疏所	八621		ZZ23-5 (9)	2	一次、優婆塞貢進解(八 137~138)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	八590∼591	ZZ	42-4 (14)	3	一次、優婆塞貢進文、二次、 写一切経所解案(〔一六〕)、 四次、一切経目録返送文 案(十五98)	優婆塞貢進文の書きかけ の面に書き継いだもの
写疏所	各文書参照	各是	文書参照			
(熊鷹→) 写疏所	八591~593	I	ZZ12-4〈3〉裏	1	二次、常疏写納并櫃乗次 第帳(天平19.3.7、九343 ~348)	
(豊廣→) 写疏所	八593~595		ZZ12-4〈2〉裏	1	二次、常疏写納并櫃乗次 第帳(天平19.3.7、九343 ~348)	
(宅足→) 写疏所	八595~597		ZZ12-4〈1〉裏	1	二次、常疏写納并櫃乗次 第帳(天平19.3.7、九343 ~348)	
(里人→)写疏所	八597	П	ZZ37-2〈5〉裏	1	二次、経疏料紙受納帳(天 平18.2~天平19.8.16、九 64~69)	
(某人→) 写疏所	八598	Ш	ZZ37-2〈4〉裏	1	二次、経疏料紙受納帳(天 平18.2~天平19.8.16、九 64~69)	
(酒主→)写疏所	八598		ZZ37-2〈4〉裏	1	二次、経疏料紙受納帳(天 平18.2~天平19.8.16、九 64~69)	
(表麿→) 写疏所	八598~600		ZZ37-2〈3〉裏	1	二次、経疏料紙受納帳(天 平18.2~天平19.8.16、九 64~69)	
(某人→) 写疏所	八600	IV	ZZ37-2〈2〉裏	1	二次、経疏料紙受納帳(天 平18.2~天平19.8.16、九 64~69)	
写疏所?	べ600~601	ZZ	37-2〈1〉裏	1	二次、経疏料紙受納帳(天 平18.2~天平19.8.16、九 64~69)	

		,					
		-20	鳥取益万呂手実案	_	作成	常疏・間写	写経手実
	-02	-01	古能善手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-02	阿刀息人手実案	天平17.12.15	作成	常疏・間写	写経手実
		-03	建部廣足手実案	天平17.12.15	作成	常疏・間写	写経手実
		-04	難万君手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-05	忍海新次手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
		-06	蜂田在人手実案	天平17.12.10	作成	常疏・間写	写経手実
19			写疏所請綺緒紙解案	天平17.12.21	作成	間写	論疏のための綺緒紙 の請求文書
20			大般若経校帳	(天平17.12.25)	作成	大般若経	大般若経の校正作業 に関わった経生の作 業報告
	-01		石村熊鷹校正手実	天平17.12.25	作成	大般若経	石村熊鷹の校正作業 報告
	-02		紀豊廣校正手実	(天平17.12.25?)	作成	大般若経	紀豊廣の校正作業報 告
	-03		阿刀部宅足校正手実	(天平17.12.25?)	作成	大般若経	阿刀部宅足の校正作 業報告
	-04		河内連里人校正手実	(天平17.12.25?)	作成	大般若経	河内連里人の校正作 業報告
	-05		某人校正手実	天平17.12.25	作成	大般若経	某人の校正作業報告
	-06		阿刀酒主校正手実	天平17.12.25	作成	大般若経	阿刀酒主の校正作業 報告
	-07		大伴表麿校正手実	(天平17.12.25?)	作成	大般若経	大伴表麿の校正作業 報告
	-08	-08 某人校正手実		天平17.12.25	作成	大般若経	某人の校正作業報告
21	<u> </u>		経疏師注文	_	_	_	某写書事業に関わっ た経疏師を列記

写疏所 (→金光明寺造物 所政所)	各文書参照	各文書参照			
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	<u>482~487</u>	S30①裏	2	一次、出雲国計会帳(天平 6、一587~592)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	九137~138	ZZ41–4 $\langle 4 \rangle$	1		
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	九138~139	ZZ41-4〈4〉	1		付箋「廿一帙二巻」「二」
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	九134~136	Z13③裏	2	一次、山背国綴喜郡大住 郷隼人計帳(一648~651)	
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	九176~177	ZZ41-4〈6〉	2	一次、阿刀酒主啓(二四 291)	付箋「廿一ノ九」「三」未修 目録430
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	九294~299	ZZ41-4 $\langle 7 \rangle \sim \langle 9 \rangle$	1		
写疏所(→金光明寺造物 所政所)	九250~254	ZZ41-4 $\langle 10 \rangle \sim \langle 14 \rangle$	2	1次、写経所解案(天平 18.6.29、九241~244)、写 経所解案(天平18.7.1、九 246~249)	付 箋〈11〉紙 目 に「四」、 〈13〉紙目に「五」
写疏所	八582	Z8⑪裏	2	一次、豊前国仲津郡丁里 戸籍(大宝2、一202~203)、 三次、写一切経所牒案(天 平17.4.15以降、八542)	
写疏所(→平摂大徳所)	八542	Z811)	3	一次、豊前国仲津郡丁里 戸籍(大宝2、一202~203)、 二次、間写経并疏未請注 文、〔二三〕)	
造東大寺司	二四316~318	ZZ47-5\langle1\langle\langle2\langle	1	二次、丹裹文書。一次面に 「中一斤大」(未収)とあり。	
	二四322	ZZ37-9〈47〉裏	?	民長麻呂解(天平9類収、 二27)	
	二四322~323	ZZ27-4〈52〉	1		付箋「廿九」「四十三ノ七」 未修目録1109「一枚」。
(張人→) 写疏所	二四324~326	ZZ23-4〈71〉	1		
	二四318~319	ZZ16-2裏	1		
	二四296	ZZ37-9 (40)	1		付箋「廿三帙二巻」「卅二」 「上」の押紙あり
	二四296~297	ZZ23-4〈93〉	1		

22		写経所解案帳	天平17.12.25~		間写	布施申請解
	-01	大般若経布施申請解 案	天平17.12.25	作成	間写(大般若経)	布施申請解
	-02	法華経布施申請解案	天平18.3.16	作成	間写(法華経二部十 六巻)	布施申請解
	-03	仁王経布施支給文案	天平18.3.18	作成	間写(仁王経)	布施申請解
	-04	法華経布施申請解案	天平18.3.14	作成	間写(法華経十部八十巻)	布施申請解
	-05	多心経布施申請解案	天平18.4.15	作成	間写(多心経)	布施申請解
	-06	金字最勝王経布施申請解案	天平18.10.17	作成	間写(金字最勝王経)	布施申請解
	-07	金光明寺写経所解案	天平18.7.2	作成	間写(薬師経・八敬 六念経・四分戒本)	布施申請解
23		問写経并疏未請文	天平17.11.11以降 (作成は天平20.9.7 頃か)	_	間写	間写についての記録
24		写一切経所牒案	天平17.4.15以降(作成は天平20.9.7以降か)	_	常疏・間写	平摂大徳への借用経 の返却
25		種々収納銭文	類収(勝宝2年以降か)	作成	_	造東大寺司に納入さ れた銭についての記 録
26		装潢紙注文	類収		_	造紙状況に関する報 告
27		装潢紙注文	類収		_	造紙状況に関する報 告
28		尾張張人写経手実	類収		_	尾張張人の作業報告
29		校経未正文	類収			未校正の分の経生の 書き出し
30		経本并用紙注文	類収		新華厳経など	各経典の用紙数を記 す
31		経本并用紙注文	類収		新華厳経など	各経典の用紙数を記 す